

国総旅振第 6 3 3 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日

都道府県観光担当部長 殿

国土交通省総合政策局旅行振興課長

「通訳案内士及び地域限定通訳案内士の登録について」

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 7 年法律第 5 4 号）の施行に伴い、「通訳案内士及び地域限定通訳案内士の登録について」を別添のとおり定めたので、了知の上、事務取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、本通達は平成 1 8 年 4 月 1 日より適用し、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の施行について」（平成 1 4 年 7 月 1 2 日付け国総観旅第 1 9 8 号）は平成 1 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

(別添)

## 通訳案内士及び地域限定通訳案内士の登録について

### 〔凡例〕

通訳案内士法	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）
通訳案内士法施行規則	通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）
外客来訪促進法	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）
外客来訪促進法施行規則	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成9年運輸省令第39号）

### 第一 登録の申請

（通訳案内士法第20条第1項、通訳案内士法施行規則第16条、外客来訪促進法第36条第2項において準用する通訳案内士法第20条第1項、外客来訪促進法施行規則第33条関係）

#### 1. 登録の申請の手続

登録の申請の手続は原則として都道府県の窓口において申請者本人が行うものとする。

#### 2. 申請書に記載する氏名及び住所

申請書に記載する氏名及び住所については、日本語（中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。）と英語を併記することとする。日本語・英語での具体的な記載方法については次のとおりとする。

### 記載例

		氏 名	住 所
日本国籍を有する者	日本語	住民票等に記載されているもの	住民票等に記載されているもの
	英語	上記内容をローマ字で記載	記載不要
外国人登録を受けた者	日本語	登録されているものを漢字又はカタカナで記載	登録されているもの
	英語	パスポートに記載されているもの	記載不要
非居住者	日本語	漢字又はカタカナで記載	漢字又はカタカナで記載
	英語	パスポートに記載されているもの	英語又はローマ字で記載

#### 3. 健康診断書について

通訳案内士法施行規則第16条第2項第1号及び外客来訪促進法施行規則第33条第2項第1号の健康診断書については、医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による健康診断書（別紙1の項目を盛り込むことを原則とする。）とする。

## 第二 非居住者の登録関係

(通訳案内士法施行規則第13条、外客来訪促進法施行規則第30条関係)

### 1. 非居住者の代理人の要件

- (1) 通訳案内士法施行規則第13条第1項及び外客来訪促進法施行規則第30条第1項の「当該非居住者と業務上密接な関係を有する者」とは、当該非居住者について、日常的に通訳ガイドとしての手配を行う者(登録が行われることを条件に手配を行うことを予定している者を含む。)とする。その者は当該非居住者との間で手配契約(条件付のものを含む。)を結んでいる必要があるが、旅行業法に基づく登録を受けた旅行業者であるか否か、個人か法人かは問わない。
- (2) 代理人となることを了承しているかどうかの確認に万全を期するため、代理人は、非居住者がその代理人を登録する手続を行う際に、当該非居住者とともに都道府県の窓口に出向くこととする。
- (3) 代理人は次に掲げる行為を当該非居住者に代わって行う責務を負う。ただし、 から まで及び の行為については、当該非居住者の作成した書類を当該非居住者に代わって提出するのみで、提出書類の作成義務までは負わない。
  - 登録事項の変更の届出をすること
  - 登録証の再交付の申請をすること
  - 登録の抹消に関する届出をすること
  - 懲戒の際の通知を当該非居住者へ連絡すること
  - 業務に関し報告を行うべき旨を当該非居住者へ連絡すること
  - 業務に関し報告を行うこと 等

### 2. 非居住者の登録申請を受理した場合等における国土交通省への連絡

非居住者の二重登録を防止するため、以下のとおり、非居住者の登録申請受理時及び登録時において、国との間で必要な情報を共有することとする。

- (1) 都道府県が非居住者の登録申請を受理した場合には、以下の事項について国土交通省に照会することとする。

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- 合格した外国語の種類
- 代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- (2) 都道府県が非居住者の登録を行った場合には、以下の事項を国土交通省に連絡することとする。

- 氏名
- 生年月日
- 住所
- 登録番号及び登録年月日
- 合格した外国語の種類
- 代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

### 3. 当該非居住者を代理する権限を附与したことを証する書面

通訳案内士法施行規則第16条第2項第5号及び外客来訪促進法施行規則第33条第2項第5号の「当該非居住者を代理する権限を附与したことを証する書面」は、別記様式によることとする。

#### 4. 住民票の抄本に代わる書面

通訳案内士法施行規則第16条第3項及び外客来訪促進法施行規則第33条第3項の「これに代わる書面」として提出する書面はパスポートの写しとし、当該写しが真正なものであることを確認するため、合わせてパスポートの原本を提示させることとする。

#### 第三 日本国籍を有しない者の欠格事由に該当しないことの確認方法

(通訳案内士法第4条第1号、外客来訪促進法第25条第1号関係)

1. 日本国籍を有しない者(非居住者及び外国人登録を受けた者)が通訳案内士又は地域限定通訳案内士の登録の申請を行う場合、一定の刑に処せられた者等出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第5条各号に掲げる者については、同条の規定により、本邦に上陸することができないこととされているため、その申請者は、通訳案内士法第4条第1号又は外客来訪促進法第25条第1号に該当しない蓋然性が高いことから、申請者がこれらの条項に該当しないことの確認は、原則として、申請者本人にこれらの条項に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすることとする。

#### 第四 通訳案内士及び地域限定通訳案内士並びにそれらの代理人との間の連絡が取れなくなった場合の登録の抹消

(通訳案内士法第25条第1項、外客来訪促進法第36条第2項において準用する通訳案内士法第25条第1項関係)

1. 通訳案内士及び地域限定通訳案内士と連絡が取れなくなった場合の登録の抹消  
通訳案内士及び地域限定通訳案内士と連絡が取れない状態となった場合は、本人の所在又は生死の確認のため、電話、手紙、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項の規定による生存の事実の確認のための本人確認情報の利用等合理的に必要とされる手だてを講じた上で、本人の所在が明らかになった場合には速やかに変更の届出等所要の手続きをとることを促し、死亡が確認された場合には職権で抹消することとする。  
それでもなお、本人の所在又は生死が不明の場合は、通訳案内士法第34条(外客来訪促進法第36条第2項において準用する場合を含む。)に基づき、一定の期限を定めて本人からの業務状況に関する報告徴収を求める書面を送付(配達証明郵便等にて1回)し、当該期限内に報告がなければ事業の廃止が行われたものとみなして、通訳案内士法第25条第1項(外客来訪促進法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき職権により登録を抹消することもできるものとする。

#### 2. 非居住者たる通訳案内士及び地域限定通訳案内士とその代理人との間の連絡が取れなくなった場合の登録の抹消

非居住者たる通訳案内士及び地域限定通訳案内士とその代理人との間で連絡が取れない状態となった場合は、本人の所在又は生死の確認のため、電話、手紙等合理的に必要とされる手だてを講じた上で、本人の所在が明らかになった場合には速やかに変更の届出等所要の手続きをとることを促し、死亡が確認された場合には職権で抹消することとする。

それでもなお、本人の所在又は生死が不明の場合は、通訳案内士法第34条(外客来訪促進法第36条第2項において準用する場合を含む。)に基づき、代理人に対し一定の期間を定めて本人からの業務状況に関する報告徴収を求める書面を送付(配達証明郵便等にて1回)し、当該期間内に報告がなければ事業の廃止が行われたものとみなして、通訳案内士法第25条第1項(外客来訪促進法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき職権により登録を抹消することもできるものとする。

## 第五 登録の拒否

( 通訳案内士法第 2 1 条、通訳案内士法施行規則第 1 7 条、外客来訪促進法第 3 6 条第 2 項において準用する通訳案内士法第 2 1 条、外客来訪促進法施行規則第 3 4 条関係 )

### 1 . 登録を拒否するかどうかを決定するときの手續

登録を拒否するかどうかを決定するときの手續については、以下の措置を参考にし、適切な対応をお願いしたい。

医師の健康診断書による精神の機能の障害の有無等の確認

都道府県が申請者の精神の機能の障害の有無や現に受けている治療等の内容を確認するに際しては、通訳案内士法施行規則第 1 6 条第 2 項第 1 号及び外客来訪促進法施行規則第 3 3 条第 2 項第 1 号に基づき登録申請書に添付される健康診断書 ( 別紙 1 ) の内容をベースとする。

また、精神の機能の診断にあたっては、D S M - ( 精神障害の診断・統計マニュアル ) のような、機能全般を網羅的に診断できるマニュアルを用いて正確かつ客観的に診断されるよう指導することとする。

意見聴取

登録を申請した者が、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ( 現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。 ) であると認め、登録を拒否することとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県知事の指定する職員をしてその意見を聴取させなければならないものとする。

なお、都道府県知事の指定する職員とは、都道府県の担当者及び都道府県において選任した非常勤の専門家とする。専門家については、 ) 通訳案内士にかかる専門家、 ) 当該申請者の有する障害に精通した専門家、 ) 通訳案内士の養成、教育に係る専門家等の中から指定するものとする。

具体的な意見聴取の手續については、別紙 2 に基づき行うものとする。

## 第六 通訳案内士登録簿及び地域限定通訳案内士登録簿について

( 通訳案内士法第 1 8 条、第 1 9 条、通訳案内士法施行規則第 1 4 条、第 1 5 条、別記第 3 号様式、外客来訪促進法第 3 6 条第 2 項において準用する通訳案内士法第 1 8 条、第 1 9 条、外客来訪促進法施行規則第 3 1 条、第 3 2 条、別記第 3 号様式関係 )

### 1 . 通訳案内士登録簿及び地域限定通訳案内士登録簿への登録

登録は、各言語別に登録番号を附して行うこととする。従って、複数の言語について登録を受けている者は各言語ごとに登録番号を交付されることとなる。

登録番号の付し方は以下のとおりとする。

言語の種類 2 桁 + 通し番号 5 桁の 7 桁の言語ごとの通し番号

言語の種類 2 桁は以下の言語ごとに以下の記号を附することとする。

英語 : EN フランス語 : FR スペイン語 : SP ドイツ語 : GE 中国語 : CH  
イタリア語 : IT ポルトガル語 : PO ロシア語 : RU 韓国語 : KO

( 例 ) 第 EN00001 号

### 2 . 登録簿における年号の表記について

登録簿における年号については西暦で表記するものとする。

3. 既存免許保有者の登録簿への登録について

現行の免許を保有している者は、改正法の施行に伴い、登録された者とみなされるため、登録簿には既存の免許保有者から各言語別に第1号から登録番号を附していくこととし、備考の欄に免許証の番号を記載する。

第七 通訳案内士登録簿及び地域限定通訳案内士登録簿の閲覧について

(通訳案内士法第27条、外客来訪促進法36条第2項において準用する通訳案内士法第27条関係)

1. 通訳案内士登録簿及び地域限定通訳案内士登録簿の閲覧

通訳案内士登録簿及び地域限定通訳案内士登録簿は、都道府県の窓口において、閲覧の申請があった場合に限り、当該申請者の閲覧に供することとする。その場合においても、コピーの提供は行わないものとする。

閲覧の申請に当たっては閲覧者の氏名、連絡先、利用目的などを申告させるとともに、身分証明書を提示させるなど、情報の不正な利用がなされぬよう留意するものとする。

なお、都道府県においてホームページに通訳案内士登録簿又は地域限定通訳案内士登録簿の内容を掲載しようとする場合にあっては、登録事項のうち本人の同意を得た事項のみ掲載することとする。

第八 通訳案内士登録証及び地域限定通訳案内士登録証について

(通訳案内士法第22条、通訳案内士法施行規則第18条、別記第5号様式、外客来訪促進法36条第2項において準用する通訳案内士法第22条、通訳案内士法施行規則第35条、別記第5号様式関係)

1. 通訳案内士登録証及び地域限定通訳案内士登録証の交付について

通訳案内士登録証及び地域限定通訳案内士登録証は各言語につき1枚発行することとする。従って、複数の言語について登録を受けている者は各言語ごとに複数枚の登録証の交付を受けることとなる。

2. 登録証における年号の表記について

登録証における年号については西暦で表記するものとする。

3. 通訳案内業免許証から通訳案内士登録証への切替手続について

(通訳案内業法施行規則の一部を改正する省令(平成18年3月15日国土交通省令第10号)附則第3条関係)

通訳案内業免許証は新法施行後も引き続き有効であり、通訳案内士登録証への切替は必要ないが、希望者は、通訳案内業免許証と引換えに、通訳案内士登録証の交付を受けることができる。

4. 通訳案内士登録証及び地域限定通訳案内士登録証の様式について

通訳案内士登録証(通訳案内士法施行規則別記第5号様式)及び地域限定通訳案内士登録証(外客来訪促進法施行規則別記第5号)のうち、以下の斜線部分については通訳案内士登録証においては水色、地域限定通訳案内士登録証については黄色に着色するものとする。

なお、登録証を作成するにあたっては、ラミネート加工を施すなどできるだけ耐久性を高めたものとされたい。

(通訳案内士法施行規則別記第5号様式)

(表面)

通訳案内士登録証 National Guide Certificate	
合格外国語 Language	写 真  押出し スタンプ 又は印
氏名 Name	
登録番号 第          号 Cert.No.	
交付年月日    年 月 日 Date of Issue	
都道府県知事 印 Governor of	

(外客来訪促進法施行規則別記第5号様式)

(表面)

都道府県 地域限定通訳案内士登録証 Local Guide Certificate	
合格外国語 Language	写 真  押出し スタンプ 又は印
業務区域    都道府県の区域内に限る。 Business Effective only in the area of Area	
氏名 Name	
登録番号 第          号 Cert.No.	
交付年月日    年 月 日 Date of Issue	
都道府県知事 印 Governor of	



登録を拒否しようとする場合の意見聴取手続について

(登録を拒否しようとするときの通知)

1. 都道府県知事は、登録の申請者(以下「申請者」という。)が、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)であると認め、登録を拒否しようとするときは、あらかじめ申請者に対し、以下の事項を通知しなければならない。
  - (1) 登録を拒否することとすること
  - (2) 登録を拒否することと判断した理由
  - (3) 意見聴取を希望する場合には、都道府県の職員等が意見を聴取する機会を設けること。その場合、30日以内に書面で申し立てしなければならないこと
  - (4) 出頭に代えて意見書を提出することができること
  - (5) 意見聴取を希望しない場合は登録を拒否する旨の決定がなされること
  - (6) 担当課連絡先

(意見聴取を希望した場合の通知)

2. 申請者が1.の通知を受けて意見聴取を希望した場合には、都道府県知事は申請者に対し、以下の事項を通知しなければならない。
  - (1) 意見聴取の期日及び場所
  - (2) 意見聴取の際には参考書類等を提出することができること
  - (3) 期日への出頭に代えて意見書を提出することができること

(意見聴取の期日又は場所の変更)

3. (1) 都道府県知事が2.の通知をした場合において、申請者はやむを得ない理由がある場合には、都道府県に対し、説明等の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
  - (2) 都道府県知事は、前項の申出により、又は職権により、説明等の期日又は場所を変更することができる。
  - (3) 都道府県は、前項の規定により説明等の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を申請者に通知しなければならない。

(代理人)

4. 申請者は、代理人を選任することができる。

(意見聴取の実施)

5. (1) 都道府県知事が指名する職員(以下「担当職員」という。)は、意見聴取の期日において、登録を拒否する旨及びその理由について説明し、それに対して申請者の意見を聴かなければならない。
  - (2) 意見聴取の際には、担当職員の他に専門家等を加え、必要に応じて意見を求めるものとする。
  - (3) 前項の手続は、都道府県が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

年 月 日

## 代理権限授権書

申請者（甲）

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

代理人（乙）

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

甲は、乙に対して、通訳案内士法及び関係法令に定められた登録に関する一切の行為につき、甲を代理する権限を付与いたします。

乙は、通訳案内士法及び関係法令に定められた登録に関する一切の行為につき、甲に代わって責任を持って行うことを承諾し、甲が関係法令を遵守することを責任をもって保証します。

また、乙は通訳案内士登録簿に代理人として氏名・住所が記載され、公衆の閲覧に供されることを了解するとともに、住所等連絡先に変更がある場合は遅滞なく届け出ることを約束致します。

(添付書類)

登録者本人と代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面(契約書の写し等)

代理人が法人の場合には、「住所」は「法人の所在地」、「氏名」は「法人名及び代表者名」と読み替え、生年月日は記載しないこととする。